

令和2年7月31日
富山県企画調整室

公立大学法人富山県立大学の第一期中期目標期間終了時における 業務・組織全般の検討について（案）

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第79条の2では、設立団体の長は、公立大学法人について評価委員会が中期目標の期間終了時に見込まれる業務実績評価を行ったときは、公立大学法人の中期目標期間終了時まで、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うこととされ、その検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

今年度、公立大学法人富山県立大学（以下、「法人」という。）の第一期中期目標期間（平成27年4月1日から令和3年3月31日まで）の最終年度を迎えるにあたり、本県では、次のとおり検討を行った。

第1 法人のこれまでの取組み、評価委員会の評価について

平成27年4月に公立大学法人へ移行後、法人は、中期目標に掲げた基本目標「学生を大きく伸ばす教育力の高い大学、未来を志向した高度な研究を推進する大学、広く開かれ地域社会に貢献する大学」に基づき、様々な取組みを意欲的に進めてきた。

1 教育、研究、地域貢献の主な実績

(1) 教育に関すること

- ・ 大学認知度の向上を図るため、様々な媒体を活用した広報・情報発信、高校訪問、工学部一般入試前期日程における学外試験会場の設置など、学生募集活動に積極的に取り組んでいる。
- ・ 質の高い看護人材の確保という、県内の医療機関等のニーズに応え、若者や女性の県内定着を図るため、看護学部を開設した。
- ・ 少人数ゼミを中心に、地域との対話・交流・協働を行う地域協働授業を実施した。
- ・ キャリアセンターに専任の県内就職定着促進員を配置し、県内就職定着の促進に取り組んでいる。

(2) 研究に関すること

- ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の戦略的創造研究推進事業に採択された「浅野酵素活性分子プロジェクト（ERATO）」の研究成果を活かして共同研究に取り組んだ。また、くすりのシリコンバレーTOYAMA創造コンソーシアムに参画し、最先端の研究を推進した。
- ・ 産業界からのニーズ等に応え、工学部学科の新設・拡充、最新の実験設備を導入した中央棟の供用など研究実施体制の充実に積極的に取り組んだ。

(3) 地域貢献に関すること

- ・ 県内の自治体、企業や地域の団体と協働し、地域を志向した教育・研究・社会貢献

- に取組み、高岡市（H28）、南砺市（H29）と包括的連携に関する協定を締結した。
- ・ 低年次からの企業訪問の充実強化、卒業生との意見交換会、保護者向けキャリア支援セミナーの開催などを通して、県内就職の促進に努めた。
- ・ 瀋陽化工大学（中国）の修士生の受入れや、バーゼル大学等からトップ人材を招聘し、本学および県内製薬企業の研究開発力の強化や専門人材の育成を推進した。

2 評価委員会の評価

法人の各年度の業務実績評価及び中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価について、富山県公立大学法人評価委員会により行われた評価は次のとおりである。

(1) 各年度における評価

① 全体評価について

平成 27 年度及び平成 28 年度の評価では、「中期目標の達成に向けて概ね計画どおり進んでいると認められる」と、平成 29 年度及び平成 30 年度の評価では「中期目標の達成に向けて計画どおり進んでいると認められる」という評価結果であった。

② 項目別評価について

平成 27 年度から 30 年度までの項目別評価は、次のとおりである。

大項目		年 度			
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
第 1	教育に関する目標を達成するための措置	B	A	S	A
第 2	研究に関する目標を達成するための措置	A	S	A	S
第 3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	B	A	S	S
第 4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	B	A	A	A
第 5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	A	A	A	S
第 6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	A	A	S	A
第 7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	C	B	A	A

(2) 中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価

① 全体評価

「中期目標が良好に達成できる見込みであると認められる。」であった。また、業務の実施状況としては、「中期目標の達成に向けて、理事長及び学長のリーダーシップのもと、責任ある意思決定を迅速に行える機動的な運営に努め、中期計画で定めた数値目標を見据えながら、活気と魅力溢れる大学づくりに取り組んだ、その業務実績は高く評価できる。」とされ、組織、業務運営等に係る改善事項はなかった。

なお、特に評価する事項及び今後の課題とする事項については、以下のとおりである。

【特に評価する事項】

- ・ 浅野酵素活性分子プロジェクト (ERATO) の研究成果を活かした共同研究、「くすりのシリコンバレー TOYAMA」創造コンソーシアムへの参画など最先端の

研究を推進した。

- ・ 科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得に努めるとともに、バーゼル大学など海外の大学・研究機関と学術交流協定を締結・更新し、国際化に対応した教育環境づくりに積極的に取り組んでいる。
- ・ 工学部の学科の新設・拡充を積極的に進めるとともに、県内医療機関等のニーズを踏まえ看護学部を開設した。
- ・ 理事長と学長が適切な役割分担のもと、それぞれリーダーシップを発揮し、迅速に意思決定を行うとともに、相互に緊密な連携を図り、全学的な大学運営を行っている。

【今後の課題とする事項】

- ・ 志願者増に向けた大学認知度向上の取組み強化
- ・ 県内就職定着に向けた取組み強化

② 項目別評価

項目別評価は以下のとおりである。

大項目	評 価	S 中期目標が極めて良好に達成できる見込みである	A 中期目標が良好に達成できる見込みである	B 中期目標が概ね達成できる見込みである
第1	教育に関する目標を達成するための措置		○	
第2	研究に関する目標を達成するための措置	○		
第3	地域貢献に関する目標を達成するための措置		○	
第4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		○	
第5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	○		
第6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置		○	
第7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置		○	

第2 組織の在り方その他組織及び業務全般について

富山県立大学は、平成27年4月の法人への移行を契機として、より機動性、透明性の高い大学運営を行い、個性と魅力あふれる大学として、さらに飛躍・発展できるよう、取り組んでいる。

法人の組織については、理事長と学長が適切な役割分担のもと、それぞれリーダーシップを発揮し、迅速に意思決定を行うとともに、相互に緊密な連携を図り、全学的な大学運営を行っている。また、「地域連携センター」と「生物・医薬品工学研究センター」を設置・運営し、共同研究やプロジェクト研究の推進と地域貢献に取り組んでいる。

人事面では、特別任用教員制度を新設し英語教員、健康科学教員、プロジェクト研究員など教職員の弾力的な配置に努めるとともに、教員の大学貢献度を学長が評価することなどにより、教員の資質の更なる向上に努めている。

財務面においては、各学科の多くの教員が科学研究費補助金など競争的研究資金の申請に努め、地域連携センターを拠点に国内外の企業・機関との受託研究・共同研究を活発に展開し、科学研究費も堅調に増加している。

さらに、中期目標・中期計画に沿った計画的な大学運営や評価委員会の評価等を通じた「透明性の向上」が図られている。

こうした取組みは、法人化のメリットを活かした法人の自主的な運営によるものであり、法人化したことによる効果は高いと考える。

第3 第一期中期目標期間の総括と今後の法人事業のあり方について

(1) 業務継続の必要性、所要の措置の必要性

上記第1、第2のとおり、法人では、業務及び組織の全般について、中期目標に沿って適切かつ妥当な運営が図られていることから、引き続き、法人がその業務を継続することが妥当であるとする。

従って、法第79条の2第1項の規定に基づく所要の措置を講ずる必要性は認められない。

(2) 第二期中期目標期間に期待される取組み

法人は、第二期中期目標期間においては、グローバル化や情報科学技術の進展、18歳人口の減少、人生100年時代の到来など社会のニーズに合せた改革を求められており、この新たな要請や期待に応えるための取組みを絶えず検討していかねばならない。

また、第一期中期目標を十分に達成していない項目については、第二期中期目標期間において、取組みの一層の推進が期待される。

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。